

岩手県告示第840号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸仮宿漁港海岸仮宿地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点7までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点7と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域
  - 基点1 北緯39度18分57秒14995、東経141度56分41秒10636
  - 基点2 北緯39度18分58秒08944、東経141度56分43秒76635
  - 基点3 北緯39度18分58秒42738、東経141度56分45秒37841
  - 基点4 北緯39度18分57秒78762、東経141度56分49秒89575
  - 基点5 北緯39度18分56秒76477、東経141度56分49秒26276
  - 基点6 北緯39度18分56秒38074、東経141度56分44秒25878
  - 基点7 北緯39度18分56秒74688、東経141度56分42秒01177

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。